

解体工事業者登録のしおり

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」いわゆる建設リサイクル法の制定により、解体工事業を営もうとする方は、元請・下請に関わらず、当該業を行おうとする都道府県において解体工事業登録を受けなければなりません。

解体工事業とは、建築物等を除却するため倒壊、切断、加工、取り外し等の行為により、その全部又は一部を解体する工事を請け負う営業をいいます。

このしおりは、群馬県における解体工事業者登録の申請の受付や解体工事業者登録後に必要となる事項について取りまとめたものです。

なお、解体工事業者登録は建設業許可とは異なる制度ですので、ご注意ください。

申請書等の窓口受付（郵送又はWEB提出も可能です）

1 受付（来庁または郵送）

来庁日時（予約不要）

月曜日、水曜日及び木曜日

午前 10:00～11:30

午後 1:00～3:00

2 場所

群馬県 県土整備部 建設企画課 建設業対策室（群馬県庁 21階南）

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

電話番号 027-226-3520（直通）

（令和7年3月）

群馬県県土整備部建設企画課

目次

1	解体工事業の登録制度	P 1
2	解体工事業登録業者が請け負うことができる工事の範囲について	P 1
3	登録先行政庁	P 1
4	登録の有効期間	P 1
5	登録の要件	P 2
	(1) 拒否事由に該当しないこと	P 2
	(2) 基準に適合する技術管理者を選任していること	P 2
6	登録の手続き	P 4
	(1) 登録申請に必要な書類一覧	P 4
	(2) 登録申請手数料	P 6
	(3) 紙申請による提出の場合	P 6
	(4) W E B による提出の場合	P 6
	(5) 代理人による申請	P 7
7	解体工事業者の登録を受けた後は	P 8
	(1) 解体工事業者が掲げる標識	P 8
	(2) 解体工事業者が備える帳簿	P 8
	(3) 解体工事業の廃業の届出	P 8
	(4) 登録事項の変更の届出	P 9
	(5) 建設業の許可を受けた旨の通知	P 9
	(6) 各種届出及び建設業の許可を受けた旨の通知の提出法方法	P 9
	(7) 登録の取消し等	P 1 0
	(8) 登録の抹消	P 1 0
8	申請書類の記入上の注意および記入例	P 1 1
	(1) 解体工事業登録申請書 (別記様式第 1 号) について	P 1 1
	(2) 誓約書 (別記様式第 2 号) について	P 1 1
	(3) 実務経験証明書 (別記様式第 3 号) について	P 1 1
	(4) 登録申請者の調書 (別記様式第 4 号) について	P 1 2
9	お問い合わせ先	P 1 2

解体工事業者の登録申請等について

1 解体工事業の登録制度

解体工事において、建設業許可が不要である軽微な工事であっても、解体工事業を営もうとする場合は、元請・下請の別に関わらず、その区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければなりません。

ただし、建設業法に基づく土木工事業、建築工事業、解体工事業のいずれかの許可を取得している場合は除きます。

2 解体工事業登録業者が請け負うことができる工事の範囲について

解体工事業の登録を受けた者が請け負うことができる工事の範囲は、軽微な工事に限られます。軽微な工事に該当しない解体工事を請け負う場合には、**建設業許可**を受けなければなりません。

〔軽微な工事〕

建築一式工事に該当する解体工事	1 件の請負金額 1 5 0 0 万円未満 又は木造住宅で延べ床面積 1 5 0 平方メートル未満
以外の解体工事	1 件の請負金額 5 0 0 万円未満

3 登録先行政庁

解体工事を施工しようとする区域を管轄する都道府県に登録します。したがって、複数の都道府県で解体工事を行う場合は、営業所を置かない都道府県であっても、その区域を管轄する都道府県の登録を受けなければなりません。

4 登録の有効期間

登録の有効期間は5年間です。

- ・更新申請は、有効期間が満了する 3 か月前から 3 0 日前までにしてください。
- ・5 年ごとに更新を受けなければ、登録は失効します。

5 登録の要件

解体工事業の登録を受けるには、以下の要件があります。

(1) 拒否事由に該当しないこと

以下に掲げる拒否事由に該当する場合、登録はできません。

ア 虚偽記載や記載に誤りがある場合	
登録申請書類等に虚偽の記載があり又は重要な事実の記載が欠けているとき。	
イ 解体工事業者としての適正を期待できない場合	
a	解体工事業の登録を取り消された日から、2年を経過していない者
b	解体工事業の業務停止を命ぜられ、その停止期間が経過していない者
c	解体工事業の登録を取り消された法人において、その処分の前30日以内に役員であり、かつその処分日から2年を経過していない者
d	建設リサイクル法に違反して罰金以上の刑罰を受け、その執行が終わってから2年を経過していない者
e	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
f	解体工事業者が法人の場合で、役員の中に、上記a～eのいずれかに該当する者がいるとき
g	解体工事業者が未成年者で、法定代理人を立てている場合、法定代理人（法人である場合にあっては、その役員）が上記a～eのいずれかに該当するとき
h	技術管理者を選任していない者
i	暴力団員等がその事業活動を支配する者

(2) 基準に適合する技術管理者を選任していること

技術管理者とは、解体工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者をいいます。技術管理者になるためには、3ページの「技術管理者になるための要件」のとおり一定期間の実務経験や資格等を有する必要があります。

なお、基準適合者が複数いる場合は、その全員を選任してください。

【技術管理者になるための要件】（以下のア又はイのいずれかに該当する者）

ア 実務経験者

実 務 経 験 年 数	通 常	講習受講者
一定の学科を履修した大学・高専	2 年	1 年
一定の学科を履修した高校・中等教育学校	4 年	3 年
上記以外	8 年	7 年

イ 国家資格等を有する者

資格・試験名	種 別
建設業法による技術検定	1 級建設機械施工
	2 級建設機械施工（「第一種」、「第二種」）
	1 級土木施工管理
	2 級土木施工管理（「土木」）
	1 級建築施工管理
	2 級建築施工管理（「建築」、「躯体」）
技術士法による第二次試験	技術士（「建設部門」）
建築士法による建築士	1 級建築士
	2 級建築士
職業能力開発促進法による技能検定	1 級とび・とび工
	2 級とび + 解体工事経験 1 年
	2 級とび工 + 解体工事経験 1 年
国土交通大臣が指定する試験	解体工事施工技士試験合格者

注 1) 一定の学科とは、土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。）、建築学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科。

注 2) 中等教育学校とは、いわゆる中高一貫教育で、卒業後は高等学校卒業と同等となる学校のことをいう。

注 3) 講習については、公益社団法人全国解体工事業団体連合会が実施する解体工事施工技術講習。

注 4) 解体工事施工技士試験は、公益社団法人全国解体工事業団体連合会が実施する試験。

注 5) 実務経験とは、解体工事に関する技術上の経験をいう。つまり、解体工事の施工を指揮、監督した経験、実際に解体工事に携わった経験のことで、解体工事に関する技術を取得するための見習いにおける技術的経験もこれに含まれるが、単なる現場の雑務や事務に関する経験はこれに含まれない。

6 登録の手続き

(1) 登録申請に必要な書類一覧 (様式は群馬県ホームページで掲載しています)

ア 法人の場合

申請書類
○ 解体工事業登録申請書 (別記様式第 1 号) ○ 誓約書 (別記様式第 2 号) ○ 登録申請者の調書 (別記様式第 4 号) → 法人自体の分及び 役員全員の分が必要です。 ○ 照会対象者の一覧表 (役員全員が対象者です)
その他添付書類
○ 登記事項証明書 ○ 住民票の抄本 → 役員全員分及び 技術管理者の分が必要です。 ○ 技術管理者の基準適合を証明する書類 (5 ページ参照) 技術管理者の雇用を確認する書類 (雇用契約書、健康保険証 (国民健康保険を除く) 等) → 技術管理者が役員でない場合のみ必要です。

イ 個人の場合

申請書類
○ 解体工事業登録申請書 (別記様式第 1 号) ○ 誓約書 (別記様式第 2 号) ○ 登録申請者の調書 (別記様式第 4 号) → 申請者本人の分のみが必要です。 (申請者本人が未成年者であり法定代理人がいる場合はその法定代理人の分も必要です。) ○ 照会対象者の一覧表 (本人及び法定代理人が対象者です)
その他添付書類
○ 住民票の抄本 → 申請者本人の分 (申請者本人が未成年者であり法定代理人がいる場合はその法定代理人の分も必要です。) 及び 技術管理者の分が必要です。 ○ 技術管理者の基準適合を証明する書類 (5 ページ参照) 技術管理者の雇用を確認する書類 (雇用契約書、被保険者標準報酬決定通知書、健康保険証 (国民健康保険を除く) 等) → 技術管理者が申請者本人でない場合のみ必要です。

○ 必須書類 場合によって必要な書類

注 1) 役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を行い、相談役、顧問及び総株主の議決権の 100 分 5 以上を有する株主又は出資の総額の 100 分の 5 以上に相当する出資をしている者 (個人であるものに限る。) を含みます。ただし、総株主の議決権の 100 分の 5 以上を有する株主又

は出資の総額の 100 分の 5 以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る。)については、住民票の抄本の提出は不要です。

注 2) 住民票は個人番号(マイナンバー)の記載のないものを提出してください。

注 3) 登記事項証明書及び住民票は、発行してから 3 ヶ月以内のものを提出してください。

【技術管理者の基準適合を証明する書類について】

技術管理者が有する資格、履歴		必要な証明書類
・ 国家資格等を有する者 (3 ページの「イ 国家資格等を有する者」で列挙している資格等に限る)		・ 資格を証明する書類(写し)
通 常	一定の学科を履修した 大学・高専卒業者	・ 卒業証明書又は卒業証書の写し ・ 実務経験 2 年分(別記様式第 3 号)
	一定の学科を履修した 高校・中等教育学校卒業者	・ 卒業証明書又は卒業証書の写し ・ 実務経験 4 年分(別記様式第 3 号)
	上記以外の者	・ 実務経験 8 年分(別記様式第 3 号)
講 習 受 講 者	一定の学科を履修した 大学・高専卒業者	・ 受講修了証の写し ・ 卒業証明書又は卒業証書の写し ・ 実務経験 1 年分(別記様式第 3 号)
	一定の学科を履修した 高校・中等教育学校卒業者	・ 受講修了証の写し ・ 卒業証明書又は卒業証書の写し ・ 実務経験 3 年分(別記様式第 3 号)
	上記以外の者	・ 受講修了証の写し ・ 実務経験 7 年分(別記様式第 3 号)

注 1) 一定の学科とは、土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。)、建築学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科。

注 2) 中等教育学校とは、いわゆる中高一貫教育で、卒業後は高等学校卒業と同等となる学校のことをいう。

注 3) 講習については、公益社団法人全国解体工事業団体連合会が実施する解体工事施工技術講習。

注 4) 解体工事施工技士試験は、公益社団法人全国解体工事業団体連合会が実施する試験。

注 5) 実務経験とは、解体工事に関する技術上の経験をいう。つまり、解体工事の施工を指揮、監督した経験、実際に解体工事に携わった経験のことで、解体工事に関する技術を取得するための見習いにおける技術的経験もこれに含まれるが、単なる現場の雑務や事務に関する経験はこれに含まれない。

(2) 登録申請手数料

区 分	新 規 申 請	更 新 申 請
金 額	3 3 , 0 0 0 円	2 6 , 0 0 0 円

新規申請及び更新申請受付後は、いかなる理由があっても納付された手数料は返還できません。また、審査の結果、登録を拒否する場合がありますが、この場合も手数料は返還できませんので御承知おきください。

(3) 紙申請による提出の場合

提出方法

窓口への持参又は郵送

郵送の場合、副本を届出者に返送するため、返信用封筒（あて名を記入し必要な金額の切手を貼付したもの）が必要です。

また、新規申請及び更新申請を郵送する場合は、必ず簡易書留で送付してください。

持参する場合は表紙記載の窓口受付時間内に来庁ください（予約不要）。

申請手数料納付方法

群馬県収入証紙で納付してください。

なお、払込書による納付を希望する場合は、事前に「 9 お問い合わせ先」へご相談ください。

群馬県収入証紙は県庁地下 1 階ほかで販売しています。

提出部数（新規申請・更新申請・変更届共通）

正本 1 部（登記事項証明書、住民票は原本を添付してください）

副本 1 部（提出者の控えになるので、すべて写しで可）

計 2 部を提出してください。

提出先

群馬県 県土整備部 建設企画課 建設業対策室（群馬県庁 2 1 階南）

〒3 7 1 - 8 5 7 0

群馬県前橋市大手町 1 - 1 - 1

(4) W E B による提出（電子申請）の場合

紙申請に代えて W E B 上で申請書の提出や申請手数料の納付が可能となります。

提出方法や申請手数料納付方法等の W E B による提出の詳細は以下の県のページをご覧ください。

【解体工事業登録・浄化槽工事業登録の申請書・届出書が電子提出できるようになりました。】<https://www.pref.gunma.jp/page/691563.html>

(5) 代理人による申請を行う場合

代理申請を業として行うことは、行政書士に限られています。また、登録通知書の受領を代理申請者にする場合は必ずその旨の委任を受けた委任状（委任者（申請者）の押印を要する）を提出してください。

7 解体工事業者の登録を受けた後は

(1) 解体工事業者が掲げる標識（様式は群馬県ホームページで掲載しています）

解体工事業者は、営業所および解体工事現場のすべてにおいて、標識（別記様式第7号）を見えやすい場所に掲示しなければなりません。

なお、技術管理者が2人以上選任されている場合は、営業所に掲示する標識には、いずれかの技術管理者の氏名を記載します。解体工事の現場に掲示する標識には、解体工事を管理・監督する技術管理者の氏名を記載します。

(2) 解体工事業者が備える帳簿（様式は群馬県ホームページで掲載しています）

解体工事業者は、請け負った解体工事について1件ごとに帳簿（別記様式第8号）を作成し、これを営業所に備えておかなければなりません。また、帳簿には、解体工事の請負契約書あるいはその写しを添付する必要があります。

この帳簿は、解体工事業者の事業年度の最終日に閉鎖し、その後5年間保存しなければなりません。なお、解体工事の請負契約書等の内容が、必要に応じて紙面に表示できるフロッピーディスクやCD-ROM等に記録しても構いません。

(3) 解体工事業の廃業の届出（様式は群馬県ホームページで掲載しています）

解体工事業者が下表に示すいずれかの事項に該当する場合には、解体工事業の廃業（廃止）の旨を定型様式により6ページの「(3) 提出先」に提出しなければなりません。

【廃業の届出を要する場合とその届出をすべき者】

廃業の届出を要する場合	その届出をすべき者
個人の解体工事業者が死亡した場合	解体工事業者の相続人
法人の解体工事業者が合併して消滅した場合	消滅した解体工事業者を代表する役員
法人の解体工事業者が破産により解散した場合	破産管財人
法人の解体工事業者が合併・破産以外の理由により解散した場合	清算人
登録を受けていた都道府県で解体工事業を廃止した場合	解体工事業者であった個人又は法人を代表する役員

個人の解体工事業者が死亡した場合、相続人が解体工事業の営業を継続して行おうとするときは、新たに解体工事業者の登録を受けなければなりません。

個人の解体工事業者が法人となり引き続き解体工事業を営む場合は、個人の廃業届を提出した後、新たに法人として登録を受けなければなりません。

(4) 登録事項の変更の届出 (様式は群馬県ホームページで掲載しています)

登録事項に変更があった場合は、変更があった日から 30 日以内に、解体工事業登録事項変更届出書 (別記様式第 6 号) 及び 下表の添付書類を 6 ページの「 (4) 提出・問い合わせ先」に提出しなければなりません。

【変更する登録事項と必要な添付書類】

変 更 す る 事 項	添 付 書 類
商号・名称・氏名および住所	登記事項証明書または住民票の抄本
営業所の名称および所在地 (商業登記の変更を必要とする場合のみ)	登記事項証明書
解体工事業者が法人の場合の役員	・ 登記事項証明書 ・ 新たに役員となる者の住民票の抄本 ・ 新たに役員となる者の誓約書 (別記様式第 2 号) ・ 新たに役員となる者の調書 (別記様式第 4 号) ・ 新たに役員となる者の照会対象者の一覧表
解体工事業者が未成年者の場合の法定代理人	・ 住民票の抄本 ・ 誓約書 (別記様式第 2 号) ・ 調書 (別記様式第 4 号)
技術管理者	・ 住民票の抄本 ・ 技術基準適合を証明する書面 ・ 技術管理者の雇用を確認する書類 (雇用契約書、健康保険証 (国民健康保険を除く) 等) → 技術管理者が役員 (個人であれば申請者本人) でない場合のみ必要です。

注) 住民票は個人番号 (マイナンバー) の記載のないものを提出してください。

(5) 建設業の許可を受けた旨の通知 (様式は群馬県ホームページで掲載しています)

解体工事業者登録を受けた者が建設業法に定める業種のうち、土木工事業、建築工事業、解体工事業のいずれかの建設業許可を取得した場合、その旨を定型様式により 6 ページの「 (4) 提出先」に提出しなければなりません。

建設業の許可を受けた旨の通知が提出された場合は、解体工事業登録の効力は失われます。

(6) 各種届出及び建設業の許可を受けた旨の通知の提出方法

登録申請の提出と同様に、窓口への持参や郵送による紙申請又は W E B による提出をお選びいただけます。 (廃業の届出及び建設業の許可を受けた旨の通知については W E B による提出には対応していません。) 「 6 登録の手続き」の (3) 及び (4) をご覧ください。 (なお、届出・許可を受けた旨の通知の場合、手数料は不要です)

(7) 登録の取消し等

解体工事業者は、下表に示す場合のいずれかに該当すると、登録を受けている都道府県によって、その登録が取り消されるか、または、6ヶ月以内の期間で事業の一部あるいは全部の停止を命ぜられることがあります。

【登録の取消し等が行われる場合】

- ・不正の手段により、解体工事業者の登録を受けた場合
- ・「5 登録の要件 (1) イ c ~ i」のいずれかに該当することとなった場合
- ・登録事項の変更を届け出なかった場合、または虚偽の届け出を行った場合

(8) 登録の抹消

解体工事業者は、下表に示すいずれかに該当し、登録が効力を失うか、登録を取り消されると、登録を受けている都道府県知事によって、解体工事業者の登録が抹消されます。

【登録が抹消される場合】

- ・都道府県知事によって、解体工事業者の登録が取り消された場合
- ・解体工事業の登録の更新を受けずに、登録有効期間の5年を経過した場合
- ・建設業法に定める業種のうち、土木工事業、建築工事業、解体工事業のいずれかの建設業許可を取得した場合
- ・解体工事業者が廃業の届出を行った場合

8 申請書類の記入上の注意および記入例

(1) 解体工事業登録申請書(別記様式第1号)について

印の欄は記入しないでください。

「登録の種類」欄は、新規登録又は更新登録の区別ですので、不要な方を二重線で消してください。

「申請者」欄の年月日は、書類を提出する日を記入してください。

「住所」欄は、個人の場合は本人の住所を、法人の場合は登記簿上の(本社等)の住所を記入してください。

「申請時において既に受けている登録」欄には、現在群馬県で受けている解体工事業登録番号を記入してください。新規申請の場合は、空欄で構いません。

「営業所の名称及び所在地」欄は、すべての営業所について記載してください。

「他の都道府県知事の登録状況」欄は、群馬県以外の都道府県で、既に解体工事業登録を受けている場合のみ記入してください。

総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「役名等」の欄には「株主等」と記載してください。

(2) 誓約書(別記様式第2号)について

年月日は誓約書を作成した年月日と申請者(法人の場合はその代表者)の氏名を記入してください。

宛名は群馬県知事宛で記入してください。

申請者が、解体工事業に関し、成人と同一の能力を有しない未成年者である場「申請者」の下に法定代理人の氏名を記入してください。

(3) 実務経験証明書(別記様式第3号)について

技術管理者が国家資格等有資格者の場合は、作成不要です。

この証明書は、証明者が複数いる場合は、証明者別に作成してください。

「証明者」欄の証明者は原則として使用者とし、使用者の証明を得ることができない正当な理由がある場合は、「使用者の証明を得ることができない場合」欄にその理由を記載して、当該事実を証明できる者(当時の上司等)の証明とすることができます。

「使用者の商号又は名称」欄は、実務経験を得たときに所属していた使用者の商号又は名称を記載してください。

「職名」欄には、「実務経験の内容」欄に記載された工事のときの職名を記入してください。(例:○○主任、○○現場監督、○○工事長等)

「実務経験の内容」欄には、従事した工事名及び解体した構造物の種類を1年につき1件以上具体的に記載してください。

「使用者の証明を得ることができない場合」とは、「使用者の商号又は名称」の欄に記載された者と、「証明者」の欄に記入された者とが異なる場合をいいます。この場合、「その理由」の欄には、「会社解散のため」「事業主死亡のため」等の

理由を記載してください。

「証明者と被証明者との関係」欄には、証明者の立場からみた被証明者(技術管理者)との関係を証明者が記載してください。(例：役員、従業員、社員等)

(4) 登録申請者の調書(別記様式第4号)について

「登録申請者の調書」は、登録申請者が法人である場合には、法人としての「本人」の調書と「法人の役員」の調書を作成します。「法人の役員」の調書は、解体工事登録申請書(別記様式第1号)の「役員の氏名及び役名」等の欄に記入した役員全員について作成します。

また、登録申請者が個人である場合には、申請者本人(法定代理人を含む。)の調書を作成してください。

登録申請者「法人の役員、本人、法定代理人、法定代理人の役員」欄は不要なものを二重線で消してください。

「賞罰」欄は、行政処分を含め賞罰等があれば記入してください。ない場合は「なし」と記入してください。

年月日は、調書を作成した日付を記入してください。

令和3年1月1日より、解体工事業登録に係るすべての申請様式について、押印が不要となりました。

9 お問い合わせ先

群馬県 県土整備部 建設企画課 建設業対策室(群馬県庁21階南)

〒371-8570

群馬県前橋市大手町1-1-1

電話027-226-3520(直通)